

確定申告の準備はお済みですか

□ 確定申告の主な改正点

問い合わせ先

熊本東税務署 ☎ 369-5566(自動音声案内)

平成 26 年分の確定申告から①・②のように改正されました。

① 上場株式などの売却利益や配当収入に係る税率の改正

	改正前	改正後
所得税	7.147%	15.315%
住民税	3%	5%

※所得税率は復興税を含んで表記しています。

② 住宅ローン控除などの住宅関係の控除限度額の改正

平成 26 年 4 月 1 日以降に居住開始した人で、住宅取得に係る契約において 8% の消費税が課されていることが条件となります。

	改正前	改正後
一般住宅	20 万円	40 万円
認定長期優良住宅	30 万円	50 万円

※その他の住宅関係の控除限度額も改正になっています。上記以外の詳しい改正内容は税務署にお問い合わせください。



□ 益城町の申告相談日について

申告会場／役場 3 階大会議室

申告期間／2 月中旬から 3 月中旬

※詳細は 1 月下旬に配布します「日程表」をご覧ください。

□ 申告が必要ない年金所得者も住民税の申告が必要です

問い合わせ先 熊本東税務署 ☎ 369-5566(自動音声案内)

公的年金などの収入金額の合計額が 400 万円以下で、それ以外の所得金額が 20 万円以下である場合には確定申告が不要ですが、住民税においては申告不要制度がありませんので、確定申告不要に該当する場合でも、住民税申告が必要となります。

なお、医療費控除などによる所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

もっとスポーツを楽しもう
テーマは「バドミントン」

競技スポーツの向上と生涯スポーツを推進するために、トップアスリートによる講演会とバドミントン教室を開催します。

期日／2月11日(水)

定員／先着120人

対象／小学4年生以上の町内在住者および町内でスポーツ活動をしている団体・個人、バドミントン愛好者

参加料／無料

申込期間／1月13日(火)～2月4日(水)

申込方法／団体の場合は所定の申込用紙で申し込んでください。個人の場合は、直接窓口または電話で申し込んでください。

スポーツ講演会

時間／午後1時～2時
場所／交流情報センターミナテラス
講師／工藤勇参氏
演題／「シャトルを追って夢を追って」



くどうたけちか 工藤勇参氏

熊本中央高校のバドミントン部監督を務める。同部の創設から携わり、同校を全国大会出場10回を超える名門校へと導いた。